

土地改良施設管理費事業（国営造成施設）
笠岡湾干拓地区 堤防維持管理作業業務委託
参加意思表明書の提出を求める公示

令和8年7月18日

岡山県備中県民局長 小寺 恵子



次のとおり、参加意思表明書（以下「表明書」という。）の提出を招請します。

1 趣旨

笠岡湾干拓地区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に造成されている。

本業務は、笠岡湾干拓堤防の維持管理のため、東側堤防・東側堤防潮廻し水路及び西側堤防・西側潮止め堤防の除草作業を行うものである。

本業務区域は、23haと広大であり、かつ、湿地や障害物が点在する劣悪な作業条件のなか、限られた期間内に本業務を遂行するためには、作業能力が高く現地の作業条件に対応できる特殊な大型機械を保有し、かつ、それを操作する技術や豊富な経験を有している必要があることから、笠岡湾干拓土地改良区（以下「改良区」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、改良区以外の者で、応募要件を満たし、本業務の受注を希望する者の有無を確認する目的で、表明書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる参加意思表明者（以下「参加者」という。）があった場合は、改良区と当該参加者について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。また、応募要件を満たすと認められる参加者がなかった場合は、改良区との契約手続きへ移行する。

2 業務概要

（1）業務名

令和8年度 土地改良施設管理費事業（国営造成施設）
笠岡湾干拓地区 堤防維持管理作業業務委託

（2）委託場所

笠岡市拓海町 他（笠岡湾干拓地内）

（3）委託期間

委託契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

（4）業務内容

堤防等の除草作業 A=23ha

3 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （1）岡山県笠岡市に本拠を置く法人（民間企業、独立行政法人、許可法人及び民間団体（公益法人を含む。））であること。
- （2）笠岡市内において、過去5年以内に岡山県又は笠岡市が行う維持管理業務（除草作業）を受注した実績を有すること。
- （3）次の期間に作業を終了させることが可能であること。
・契約締結日から令和8年10月30日（金）まで
- （4）岡山県又は笠岡市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （5）県税、市税（笠岡市）の未納がないこと。
- （6）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

4 応募手続

（1）応募期間

令和8年7月17日（金）9:00 から令和8年7月28日（火）16:30 まで

（2）応募要領の配布時期、場所及び方法

応募期間内において、岡山県備中県民局農林水産事業部農地農村計画課第一班（以下「担当部署」という。）で直接配布する。

（3）表明書の提出方法及び提出場所

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、下記のとおり提出すること。

- 1）持参による場合：応募期間内に担当部署へ提出すること。
- 2）郵送による場合：応募期間内に担当部署へ到着すること。

5 審査等

- （1）表明書が提出された場合は、別途設置する審査会において審議する。
- （2）審議は、提出書類及び必要に応じて参加者から内容確認した事項等について行う。

6 その他留意事項

- （1）参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- （2）参加者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- （3）参加者に対して、提出された書類に対し説明及び追加資料を求めることがある。
- （4）資格審査の公正を図るため、当該表明書及びその添付書類の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- （5）提出された書類に虚偽の記載があった場合は、審議の対象としない。
- （6）提出された書類は、返却しない。
- （7）提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- （8）本業務の応募及び実施に使用する言語は、日本語とする。
- （9）詳細は、応募要領のとおり。

7 担当部署

岡山県備中県民局 農林水産事業部 農地農村計画課 第一班（県民局本館3階）
電話 086-434-7034（直通） 担当：谷野、豊田
FAX 086-427-5347